

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
全職員	88.2

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	99.9%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	95.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	96.9%
26～30年	94.7%
21～25年	89.6%
16～20年	90.9%
11～15年	97.1%
6～10年	95.8%
1～5年	97.4%

3. 【説明欄】

- ・年度途中退職者及び産休・育休者等除外。
- ・パートタイム会計年度任用職員については、勤務時間が多様であるため除外。

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。